

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長 副 議 長 局 長 副主幹 係 長 主 査 担 当									文書取扱主任

第 6 回 第 1 分科会 会議録

開催年月日		平成29年2月16日（木曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 14 時 05 分	
開催場所		第一委員会室					
出席分科員		清水、木下、本間、関藤				事務局	竹谷事務局長
							菊田副主幹
							平川係長
欠席分科員							
説明員		なし			議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 意見交換会のルールづくりについて						
	・事務局から資料に基づき説明を受け、分科員間で協議を行い、案については、一部変更し、成案とすることを確認した。						
	2 その他						
	・座長から今後のスケジュールについて説明があり、確認された。						
	3 次回分科会の日程について						
	正副座長に一任することに決定した。						
	上記記載のとおり相違ない。 議会改革特別委員長 清水雅人 ㊞						

第6回 第 1 分科会

日 時 平成 29 年 2 月 16 日 (木)
午後 1 時 30 分
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 座長挨拶 (分科員動静)

1 意見交換会のルールづくりについて

2 その他

3 次回分科会の日程について

○ 閉 会

議会改革特別委員会第6回第1分科会

H29.2.16 (木)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

座長挨拶

座 長 議会改革特別委員会第6回第1分科会を開会します。

分科員動静報告

座 長 まず、分科員動静ですが、全員出席。傍聴として東元議員が出席しています。

1 意見交換会のルールづくりについて

座 長 今回の目的は、市民との意見交換会の実施に関するルールを固めるということで、特別委員会に諮る形に成案にするということがきょうの目的です。それで、この点について前回の分科会について事務局のほうで資料をつくっていただいております。ここで確認をしたいのは、3点が保留になっていました。まず、1点目は、この横書きの2ページ目です。12月8日の意見交換会の第2条第1項関係で、これを行う回数です。1回以上とするとしておりましたが、実施するものとする、あるいは書かない、実施するように努めるなどいろんなご意見が出ました。

2点目は、次のページで、実施の告知。実施について告知が必要なのかとか、逆に必要なのは結果の告知なのだけれども、結果の告知については特に書いていないということで、いろんなご意見がありましたので、これについても保留でした。

3点目は、政策化です。政策化についてもいろんなご意見がありました。政策化ということ自体が非常に重たいとか、あるいは政策化をするのは常任委員会だけなのかとか、そういったご意見もあり、保留でした。この点を踏まえて、きょうの資料として最後のページで、このようにしたらどうかということで提案をさせていただきたいと思います。

それと、常任委員長との意見交換を行いました。3常任委員長ともいろんなご意見をいただきましたが、結論としては、これも資料を事務局のほうでつくっていただいたのですけれども、2ページ目です。全体として、まずはやりましょうということで、積極的に進めていただけるということがございました。出された意見としては、やはり年1回以上ということ、あるいは常任委員長はという表現があるので、これは常任委員長だけの責任ではないので、常任委員会のか、あるいはこれも年に1回以上ということにかかわって、とにかく文言は別として平成29年度及び30年度、まずは2回やってみようではないかということで、積極的なご意見をいただきました。

これを踏まえて、きょうの最後のページということなのですが、保留との関係で3点だけ説明したいと思いますが、まず1回以上ということについてなのですが、ご提案をしたいのは毎年実施するものとするということで、しなければならないという義務的な表現ではなくて、やわらかい表現というか、理由があればやらないこともあるという程度の表現にしたい。しかし、毎年実施することができるか、あるいは必要に応じてとなると、まさにこの意見交換会自体常任委員会としてやろうと思えばこれまでもできる内容ですので、議会改革という中で行う以上、やはり毎年という文言を入れさせていただいて、その後をやわらかい表現にする。それが1点目です。2点目は、実施の告知の関係で

す。前回は第3条になっているのですが、これについては省きましょうということで、事前の告知についてはこの要領の中には入れない。もちろん必要があれば告知するわけですが、これから行おうとしている意見交換会の相手先がいわゆるこちら側が指定する団体という特定された方々ですので、告知の必要そのものが薄いということで、この中から除くと。一方、新しい第4条に実施結果の公表という形で、実施結果については逆にきちんと公表するということをのせました。これについてもさまざまご意見ありましたが、ホームページ等ということでやわらかくしたということと、もう一つは、その内容についてはこれまでいろいろご議論があったことは当然だということで、相手の団体に迷惑がかからないとか、そのようになると滝川市の情報公開条例で定めている公開の範囲というようなものを当然参考にしてやっていくということです。それと、第4条のいわゆる主語、実施結果の公表は、これは議長はということにしております。当然公表については議長ということで、これについては異論はないと思います。そして、3つ目が政策化です。これは古い第4条で、新しいほうでいうと第3条です。意見等の政策化ということで、まず政策化についてはさまざまなご議論の中から、やはり常任委員会だけではないということになると、議長はということにすれば常任委員会も入るし、議員個々も入るし、会派も入るしということで、新しい第3条の主語を議長はとすることで、この前の保留になった議論というのはご理解いただけたと思います。保留の中身についてはこういうことなのですが、このルールの形式的な、あるいは書式的なことについて、事務局のほうから総務課法制文書係に確認をしていただきました。その内容について事務局のほうから説明を求めたいと思います。

平川係長

それでは、私のほうから説明させていただきます。今座長のほうからもお話ありました保留の部分も補足的にあるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

まず、今お話のありました総務課の法制担当のほうにも確認をしていただきました。それで、まず大きな変更点として、要綱ということで今まで進めてきたのですけれども、これは要領のほうがいいのではないかとというアドバイスをいただいております。では、要綱と要領は何が違うのかというお話になるのですけれども、要綱は字のごとく、大綱的な意味合いのものと。要領は、その下の細目的な意味合いと。実は線引きは非常に難しいそうです。法制担当のこれまでの経験から、感覚的なことでの回答なのですけれども、一応要領のほうがいいのではないかと。絶対ではありません。そういったことでご指摘をいただいております。

それから、この表題部分、左側が今までのものです。右側が新しい、今回改正したいとすべきものなのですけれども、表題の部分で今までは滝川市議会市民との意見交換会の実施に関する要綱となっておりましたが、単純に滝川市議会市民とつながるような読み方になるので、ここに例えば議員とですとか、議員を入れなくても滝川市議会と市民等によるという言葉に直したほうがわかりやすいのではないかとということでご指摘をいただいております。

次に、第1条から入っていきますけれども、ただいま言いましたとおり要綱を要領に変えるだとか、あと文言整理です。及びという文でつなげるだとか、それと2行目の最初、との対話を通じて、市民等の意見を政策に反映するために実施するというように、一部網かけの部分を変えているのですけれども、これ

につきましては先ほども若干ご説明がございましたが、各常任委員長との打ち合わせをさせてもらった際に、もともとのほうは市民の意見を反映した政策を実現していくためにと。すごく力強いような文言になってはいたのですが、ここをもう少しすんなりわかりやすいようにするために、市民等の声を政策に反映するためにというような文言に変えてはいかがかというような発言もございまして、このように変えてみました。

続きまして、第2条に移ります。こちらも総務課のほうからの指摘なのですが、こういった要綱、要領、条例も含めまして、あくまでも何に基づいてということが記載されるのが体系になっています。ですので、この場合、うちには会議規則もございますし、委員会条例もございまして、これらの文言を入れたほうがいいのではないかとということでご指摘をいただいております。それぞれ毎年実施するものとするというのは先ほど座長のほうからの発言のとおりでございます。それから、第2条第2項です。こちらにつきましては、会議規則の第93条の規定と再度照らし合わせをしましたのと総務課からのアドバイスもいただきまして、特に変わったところがあらかじめ委員長から議長に通知しなければならないと。これまでは通知するものとするとなっていたのですが、会議規則の第93条のほうでは通知しなければならないという記載になっているものですから、それに合わせた形にしております。第3項、これも内容は文言整理でございます。それから、第4項、ここも実は常任委員長との話の中でご指摘をいただいていたのですが、常任委員長はということで、今まで主語がそういった形で置かれていたのですが、そうすると常任委員長がつくるのかという話にもなってきますので、常任委員会は、意見交換会の終了後、当該意見交換会に係る報告書を作成し、委員長から議長に提出しなければならない。このしなければならないというのは会議規則に委員会報告書という部分がありまして、それを議長に提出する際はしなければならないというような文言になってございますので、それに合わせた形になっております。

それから、旧第3条、実施の告知につきましては、先ほど座長のほうからもお話があったとおり、事実上ここには今までの議論でいきますと、恐らくホームページに日程とか、相手先とか、場所とかの程度でいいのではないかとというような議論をしてきております。そうした場合に、この部分をわざわざ書くのではなく、書かなくても当然日程上のホームページでの周知というのはしたほうがいいのかと私も思っていますので、書かないような形にしたいということでございます。それで、右のほうにスライドしていただきますと、第5項として、これは今までは全くなかったのですが、議長は実施報告書について、実施報告されたものをその概要を直近の議運に報告するものとするという文を一文書かせていただきました。この理由につきましては、これまでの議論の中でもそうですし、第2条の第2項と第3項、実施前にその概要を議長が議運に報告すると。それは、委員だけでなく委員外議員の方、全議員に共通認識を求める、こういうところと実際意見交換をしていくというお知らせをします。それに伴った場合に、それでは終わった後に報告は要らないのかということもございまして、先ほど申し上げたとおり委員会だけではなくて議会全体の中でその結果を共有する、知っておくということも必要なかという思いもありまして、こちらを入れさせていただきました。総務課のアドバイスとしても、最初に実施前に報告しているのだから、終わった後報告するのもベターではないか

というアドバイスもいただいております。

それから、市民意見の政策化の部分でございます。今までは、第4条ということで、今回は第3条となっています。こちらにつきましては、実は前々回の時点では議長はという主語で案を上げさせていただきました。それで、前回常任委員会はというようにして変えたのですけれども、これは保留部分になってございますが、今回また議長に戻したということなのですが、私も何度も何度も読み返しましたが、ここはやはりもちろん委員会が主体となって意見交換会をします。意見交換会をする目的は、市民等の声を市政に反映させるためという大前提を考えますと、委員長も含めて委員はこういった政策化に努力する、努めるというのは当然のことですので、そのほかに委員外議員の方も、議員もそういった結果を聞いた上で政策化するように努めるものとする。全議員がそれぞれといいますか、そういった方向性を目指すという意味合いと、それと議論の中でなかなか実態は委員会として一本化して発信していくのは難しいのではないかとといった意味合いも含めまして、この議長はという意味合いは、議長がその方向に向くように導く、促すという意味合いを込めて議長はという主語にして、最後反映させるよう努めるものとするというような思いで変更してございます。

それから、新第4条のほうです。ここも今まではなかったものです。先ほどの旧第3条、実施の告知の部分で、紛らわしい、先ほど座長のほうから実施する、実施の告知の意味合いが薄いというか、要は大きな影響を与えないというようなこともありますし、ただ議論の中で今度は対外的な部分への発信、やってきたということを発信していかなければならないのかなと。ただ、一方で、相手がやはり主ですから、これは公表してほしくないとか、そういったこともあろうかと思しますので、ここはするものとする。原則しますけれども、するものとするというような結びの文章を入れております。

第5条につきましては、これは文言整理でございます。以上でこの中身についての説明は終わりなのですけれども、第5条、要はこの要綱なり要領なりの文言、ルールに入っていない、それ以外のものについては基本的には委員会で細かな内容を決めてやっていくことになると思うのですけれども、こちらにつきましてはまず重要な部分を今回ルールづくりとしてきちんと決めて、若干走りながら、やっていく段階でいろんな不都合なり、そういったものが出てくるのが予想されますので、そういった中で細かな本当に運用上のルールのようなものを決めていったらいいのかなと考えてございます。

施行日も附則ということで、4月1日から施行するということで入れております。

座 長

私と事務局のほうから説明をさせていただきました。一応文章的にはもう直すところはないのですけれども、要するに中身としてこれでどうですかということで、ご意見を伺いたいと思います。

本 間

第3条の意見等の政策化のところですか。この表現が実は結構ここに来てはこうやって見ていると難しいところかなと思っているのですけれども、内容よりも先にこれは文章的に成立していないのではないかなと思って読んでいまして、並びにと入ったら、並びにと要望と政策立案って並列になる状態になると思うのです。及びというのは別なものを指すのだけれども、だからこれは3つ入れるのだったらもう少し違う表現の仕方がいいのかなと思うのと前にはその発言を

したかどうか覚えていないのだけれども、この基にというつながりが何となく文章が微妙な感じがしています。

それと、内容として、議長はでしょう。議長は、意見交換会で出された意見等を基に、市長等への提言、これのつながりは別にして、提言、要望、政策立案に反映させるよう努めるものとするで、本当にいいのだろうかとかと何か思ってしまったのだけれども、文章を見ていて、この内容もどうなのだろうと思ってきたのだけれども、何がいいという意見は出てこないのです。議長と入ってしまうと何となくまた違うものに見えてきたりもするかなとか思ったりしてしまいましたが、いかがでしょうか。

座 長 最初に、及びと並びにというのは、これは総務課の提案だということは、これはいわゆる条文の言葉ということでしょうか。

座 長 休憩します。

休 憩 13:53

再 開 13:54

座 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

本 間 本間分科員の言われることはよくわかります。確かに3つの位置づけがこれだと何か、ばらばらではないのだけれども、何で及びとか並びになんて、これは確かにわかるので、提言と要望って一体何が違うのかと。これも要望は軽くて提言は強いのだと言ってしまえばそれまでなのだけれども、提言と要望というのが2つあるのがまた話をわかりづらくしているのです。それで、要望というのは外してしまって、市長等への提言及び政策立案にと直したらどうでしょう。だから、その前のものがあるでしょう。市長等への提言、要望を初めとなっているから、市長等への提言、要望及び政策立案に反映させるということではないか。それが多分きっと正しい気がする。

座 長 これのほうわかりますね。

本 間 初めを及びに変えてもいいかもしれないですね。そんなことどうでもいいのかもしれないけれども、せっかくここまでやっているの。

座 長 提言と要望というのは、これは句点だけでいいと思う。並びにと及びというのはわけがわからなくなる。左のほうでいいのではないか。
休憩します。

休 憩 10:55

再 開 10:57

座 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

中身で皆さんが不一致であるということではないので、あくまでも技術的視点、わかりやすくということなので、正副座長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

座 長 それでは、ほかの点で、前段の議長は、意見等を基にのところで、本間分科員が発言しましたよね。

本 間 そこももう一回この場でなくて、もう少し詰めてみたらどうですか。議長はになったでしょう。議長はになったらどんな感じなのかなと、頭の中で整理できないというか、よくわからない状態になるのかなと思っている。議長はというか、議長というのは議会全体とか、議員全体をつかさどる言葉であるということだというのはわかった上で言っているのだけれども、何かちょっとどうかなと思ってしまったので、でもそこはこれでも大丈夫だと思います。

- 座 長 ほかには何かありますか。
- 副 座 長 1つだけ気になったのですけれども、滝川市議会議員と市民等という、市民等とはどういうことを指して市民等としたのか。最初は、市民との意見交換だったのですよね。それを総務課のほうでは市民などということに直ったみたいなのですけれども、等とどうしてしたのかと思いました。市民ではだめなのですか。
- 平川係長 こちらにつきましては、どちらかというとは総務課というよりは私のほうが、等については、第1条で市民と各種団体というのを市民等という言葉に置きかえたので、意味としては市民と各種団体という意味合いなので、等を含めたということですよ。
- 座 長 ほかには何かありますか。
- (なしの声あり)
- 座 長 第3条については正副座長できちんと検討し直した文章を各委員に特別委員会の前に確認をしていただくように進めたいと思います。ご了解いただけますか。
- (異議なしの声あり)
- 座 長 それでは、その文章を変えて成案とすることで一致いたしました。
- 2 その他**
- 座 長 委員から何かありますか。
- (なしの声あり)
- 座 長 今後なのですけれども、第2分科会が3月2日にあります。そこで委員会主義と本会議主義についての整理が行われるということで、それを受けて、1定中に特別委員会を開いて、それぞれの分科会で成案となったものについて特別委員会として成案化すると。その結果をできるだけ早く、できれば1定中の議運の前に議長にこういう形でということを説明して、議長のほうで議運で中間答申を受けることになる、そのあたり私もよくわからないのですけれども、議長の諮問の一部ではあるのですが、整理できたものについては中間答申をすると。どうしても継続しなければならないものについては継続をするという形で中間答申をすると。そのことが1つです。もう一つは、第1分科会では、議会基本条例をつくるかどうかという問題、それと議員間討議について、あるいは反問権付与について、議員間討議と反問権付与については全く議論していないのです。ですから、これはもう継続せざるを得ないと。議会基本条例についても、最初は話をしたのですが、まずはやってみようということですので、議会基本条例については継続にせざるを得ないのかなと。一方、議会報告会については、これはいろいろ意見が出された結果、あるいは移動常任委員会についてもいろいろ意見が出された結果、そういうものではなくて、意見交換会に集約すると結論づけられましたので、この議会報告会については諮問に対してはこれはしません。移動常任委員会についても、移動常任委員会とはしませんというか、それは常任委員会の判断で自由にできることですから、これについては特にルール化はしませんということを含めて、特別委員会に出したいなと、これは文章にはしていませんけれども、そういうことでこれから進めていきたいと思っておりますけれども、ご意見伺います。よろしいでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 座 長 事務局から何かありますか。
- (なしの声あり)

3 次回分科会の日程について

座 長 次回分科会については正副座長にご一任願えますでしょうか。
(異議なしの声あり)

座 長 それでは、第6回第1分科会を閉会いたします。

閉 会 14:05